

納骨堂の変更許可(50%以上の拡張)添付書類一覧

添付書類内容	事前 協議	許可 申請	根拠条文
① 経営者の法人の登記事項証明書 (提出90日前までに法務局で交付されたもの：主たる事務所の住所が川口市内であることが必要です)	○	○	条例第3条第3項第1号
② 納骨堂の経営管理の計画に関する書類 (管理者や組織体制を具体的に記載した墓地等の経営に必要な事項を記載したもの)	○	○	第2号
③ 納骨堂の経営管理の財務に関する書類 [※] (納骨堂の経営計画の収支見込書及び資金計画書、資金計画書における自己資金等を証する書類、負債を有する場合はその額及び明細等を記載した書類、財産目録及び収支計算書等)	○	○	第3号 規則第3条第4項
④ 納骨堂を設置しようとする土地の登記事項証明書(提出90日前までに法務局で交付されたもの)		○	条例第9条第2項第3号
⑤ 宗教法人は規則の写し、公益社団法人又は公益財団法人は定款の写し	○	○	規則第3条第5項第1号
⑥ 計画地の登記事項証明書(提出90日前までに法務局で交付されたもの)	○		第2号
⑦ 計画地の地積の測量図	○		第3号
⑧ 計画地及び隣接地の公図の写し	○		第4号
⑨ 納骨堂の設置場所の見取図(25,000分の1以上)	○		第5号
⑩ 納骨堂の敷地の周囲100メートル以内の見取図 (周囲100メートルの境界線を記入し、当該境界線内の土地及び建物の所有者の住所及び氏名を可能な限り明示したもの：2,500分の1以上)	○	○	第6号
⑪ 施設の配置図、建物の各階の平面図及び2面以上の立面図並びに納骨装置の設計図	○	○	第9号
⑫ 既存(変更前)の上記⑪の図面	○	○	第11号
⑬ 納骨堂を使用する意思を有する者の名簿(納骨壇予定数の概ね7割以上の者の住所氏名)	○	○	第12号
⑭ 代理人による場合は、代理権を証する書類(委任状等)	○	○	第13号

⑮	その他市長が必要と認める書類（開発許可、建築許可、農地転用許可、最新の監査報告書の写し（監査法人による財務監査を受けている場合）等）	○	○	第14号
⑯	予定地の地積の測量図		○	規則第8条第3項第2号
⑰	予定地及び隣接地の公図の写し		○	第3号
⑱	宗教法人が経営しようとする納骨堂にあつては、予定地が条例別表第1納骨堂の項第2号に規定する土地であることを証する書類		○	第4号

※納骨堂の経営管理の財務に関する書類

- ・ 収支見込書：協議書提出日（経営許可申請書提出時にあつては申請書提出日）の属する年度から5年間の納骨堂の経営に係る収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金等のすべての収入）と支出（土地取得費、開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む）、管理費等すべての支出）の状況が年度ごとに対比して記載されているもの。
- ・ 資金計画書：協議時（経営許可申請書提出時にあつては申請時）における宗教法人の資金及び納骨堂経営に係るすべての収入及び支出が記載されているもの。なお、納骨堂の設置に要する費用（土地取得費、開発工事費、設計費等）については見積書等を添付すること。
- ・ 自己資金等を証明できる書類
 - ①許可申請をする者名義の銀行等の残高証明書及び協議書提出日から過去1年間の預貯金残高の推移を記録した預貯金の通帳の写し（継続して自己資金を有していることを示すもの）。
 - ②金融機関からの融資に係る融資証明書
 - ③金融機関以外の者との金銭消費貸借契約を結んでいる場合には、金銭貸借契約に基づいて作成した公正証書の写し。
- ・ 財産目録及び収支計算書
宗教法人法第25条の規定により作成した、協議書提出日の属する年度から過去5年間の財産目録及び収支計算書。